

議会運営委員会
協議事項
全員協議会

平成 30. 11. 29 (木) 午前 10 時
平成 30. 11. 30 (金) 午前 9 時 30 分

- 1 追加議案について
 - (1) 工事請負契約締結について (浜松市災害情報伝達手段整備工事 (電気通信工事))
 - (2) 平成 30 年度浜松市一般会計補正予算 (第 5 号)
 - (3) 平成 30 年度浜松市一般会計補正予算 (第 6 号)
 - (4) 浜松市区の再編に関する住民投票条例の制定について

- 2 本会議 2 日目から 4 日目までの運営について
 - (1) 委員会審査の結果について
 - (2) 議事日程・議事の順序について
 - (3) 議案付託件目表について

- 3 意見書の調整について (11 月 9 日協議事項の別冊参照)
 - (1) 「幼児教育の無償化」に当たり地方負担がふえることのないよう財源の確保を求める意見書
(自由民主党浜松提出)
 - (2) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の改正を
求める意見書 (自由民主党浜松提出)
 - (3) 地域材の活用促進を求める意見書 (創造浜松提出)
 - (4) 全ての外国人学校への特定公益増進法人制度の適用を求める意見書 (市民クラブ提出)
 - (5) 認知症施策推進基本法の早期実現を求める意見書 (公明党提出)
 - (6) 消費税増税中止を求める意見書 (日本共産党浜松市議団提出)
 - (7) 第 5 次エネルギー基本計画の撤回を求める意見書 (日本共産党浜松市議団提出)

- 4 平成 31 年 4 月の組織改正について (全協で説明)

- 5 教育長候補者の所信表明について (全協で実施)

- 6 2 月定例会の質問等について (議運のみ)

追加議案

1 平成 30 年度浜松市一般会計補正予算（第 5 号）

- ・台風 24 号により被害を受けた市内農業者の経営再建のための農業用施設及び機械の復旧等に対する助成費の追加 1,200,000 千円
- ・繰越明許費の追加 2 件 1,301,740 千円

2 平成 30 年度浜松市一般会計補正予算（第 6 号）

- ・住民投票にかかる経費の追加 49,000 千円
- ・債務負担行為の追加 1 件 10,319 千円

3 浜松市区の再編に関する住民投票条例の制定について

区の再編について住民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営に寄与することを目的として住民投票を実施するため、条例を制定するもの

4 工事請負契約締結について（浜松市災害情報伝達手段整備工事（電気通信工事））

浜松市災害情報伝達手段整備工事の電気通信工事について工事請負契約を締結するにあたり、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき提案するもの

- ・契約金額 1,997,730,000 円
- ・契約相手 日本電気株式会社浜松支店

平成30年11月16日

浜松市議会議長 飯田末夫様

浜松市議会総務委員会

委員長 黒田 豊

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第100条の規定により報告します。

記

1 委員会開会の月日 11月16日

2 審査の結果

事件番号	件名	審査結果	備考
第175号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決	

平成30年11月16日

浜松市議会議長 飯田末夫様

浜松市議会市民文教委員会

委員長 平間良明

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第100条の規定により報告します。

記

1 委員会開会の月日 11月16日

2 審査の結果

事件番号	件名	審査結果	備考
第176号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決	

議 事 日 程 (第 19号)

平成30年11月30日(金) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 代 表 質 問
- 第 3 第 175 号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 4 第 176 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 第 177 号議案 平成 30 年度浜松市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 6 第 178 号議案 工事請負契約締結について
(浜松市災害情報伝達手段整備工事 (電気通信工事))
- 第 7 第 179 号議案 平成 30 年度浜松市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 8 第 180 号議案 浜松市区の再編に関する住民投票条例の制定について

議 事 の 順 序 (第2日)

平成30年11月30日(金) 午前10時開議

1 開議の宣告

2 会議録署名議員指名

3 代表質問

4 議題の宣告…… { 日程第 3 第175号議案
日程第 4 第176号議案

(1) 委員長報告…… { (1) 総務委員長
(2) 市民文教委員長

(2) 委員長報告に対する質疑

(3) 採 決……簡易採決

5 議案上程…… { 自 日程第 5 第177号議案
至 日程第 8 第180号議案 4件

(1) 説 明

(休憩) 議案説明会開催

(2) 質 疑

(3) 委員会付託

6 散会の宣告

議 事 日 程 (第20号)

平成30年12月3日(月) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一 般 質 問

議 事 の 順 序 (第3日)

平成30年12月3日(月) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 一 般 質 問
- 4 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第21号)

平成30年12月4日(火) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 一 般 質 問

議 事 の 順 序 (第4日)

平成30年12月4日(火) 午前10時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 一 般 質 問

4 休 会 の 決 定

5 散 会 の 宣 告

平成 30 年第 4 回浜松市議会定例会議案付託件目表（追加議案）

総務委員会

- 第 177 号議案 平成 30 年度浜松市一般会計補正予算（第 5 号）
第 1 条（歳入歳出予算の補正）中
第 1 項
第 2 項中
歳入予算中
第 23 款 繰越金
- 第 178 号議案 工事請負契約締結について（浜松市災害情報伝達手段整備工事（電気通信工事））
- 第 179 号議案 平成 30 年度浜松市一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 180 号議案 浜松市区の再編に関する住民投票条例の制定について

環境経済委員会

- 第 177 号議案 平成 30 年度浜松市一般会計補正予算（第 5 号）
第 1 条（歳入歳出予算の補正）中
第 2 項中
歳入予算中
第 19 款 県支出金
歳出予算
第 2 条（繰越明許費）中
担い手育成支援事業（経営体育成助成事業（補助金））

市民文教委員会

- 第 177 号議案 平成 30 年度浜松市一般会計補正予算（第 5 号）
第 2 条（繰越明許費）中
学校施設整備事業（中学校費）

地域材の活用促進を求める意見書（案）

我が国では、戦後に造林された人工林が資源として利用可能な伐期を迎える一方で、木材価格の下落の影響により手入れが十分に行われず、国土保全など森林の持つ多面的機能の低下が懸念される事態となっている。

また、本年9月30日の台風24号により、本市は大規模な停電に見舞われたが、中山間地域においては、手入れが行き届かない山林等での倒木により高圧線が断線し、また林道や作業道の損壊により木材の搬出が不可能となるなど、自然災害への対応も課題となっている。

さらに、平成31年度税制改正により森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）が創設される予定であり、地方公共団体における地域材利用の取り組み強化が期待されている。

このため、国は率先して公共建築物等への木材利用に取り組むほか、地方公共団体に対しては需要創出に向けた取り組みをさらに促進させ、民間事業者等に対しては地域材活用を推進するための周知・啓発を充実させていく必要がある。

よって、国においては、地域材の活用促進のため下記事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 平成31年度から地方公共団体に配分される森林環境譲与税（仮称）が公共建築物の木造化等に有効活用され、森林整備や木材利用の促進などの取り組みが円滑に進められるよう、必要な情報提供や助言等を適切に行うこと。
- 2 公共建築物の整備に係る省庁の補助事業において、木材を利用する施設に係る補助率のかさ上げや優先的な補助採択等を一層推進すること。
- 3 中高層の公共建築物の木造化・木質化を普及するため、CLT、NLTや耐火部材等の新たな技術開発や人材育成を推進すること。
- 4 育林、間伐などの森林整備を推進するとともに、災害防止に向けた再造林などの森林再生及び治山事業を一層強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

外国人学校への特定公益増進法人制度の適用を求める意見書（案）

公立学校に通う外国人は授業料が無料となり経済的負担は軽減されるが、多くの児童・生徒は学習言語を十分に理解していないため、授業についていけない現状がある。

また、こうした児童・生徒は母国語と日本語の両方の言語獲得ができないまま日々過ごさなければならないために、不登校、精神的不安定などの諸問題が起き、公立学校を卒業後、母国に帰ることも日本で就職することもままならない状況などになることが見受けられる。こうしたことから、母国語での教育が行われている外国人学校は不可欠と言える。

しかしながら、外国人学校に対する国からの支援は十分とは言えず、学校経営は寄附金に頼らざるを得ない現状がある。

寄附金を集めやすくする税制上の優遇措置は、欧米系のインターナショナルスクールなどに限定して適用され、それ以外の外国人学校には適用されていないため、厳しい財政環境と相まって学校運営が一層困窮を来す要因となっている。

よって、国においては、外国人学校が所得税法及び法人税法上の特定公益増進法人制度の適用対象となるよう、早急に改善することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。